

中東情勢を踏まえた雇用調整助成金の活用に関する周知要請について

厚生労働省においては、今般の中東情勢による雇用への影響について、全国の都道府県労働局やハローワークにおいて、相談対応を行い、助成金のご案内や活用の促進等を行っているところです。

このうち、雇用調整助成金については、今般の中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合、要件を満たせば支給対象となることから、別紙のとおり当該助成金の活用についてお知らせします。

また、中東情勢に係る雇用調整助成金をはじめ、労働施策に関する相談窓口について、下記の通り厚生労働省ホームページ（中東情勢関連対策ワンストップポータル）内に掲載をしておりますので、よろしく願いいたします。

記

【厚生労働省ホームページ（中東情勢関連ワンストップポータル）】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/chuto-josei.html>

【雇用調整助成金の概要・お問い合わせ先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kvufukin/pageL07_20200515.html

事業主の皆さまへ

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い
事業活動を縮小し、休業等を余儀なくされた場合
従業員の雇用維持のため

雇用調整助成金が活用できます

中東情勢による原材料の入手困難や価格高騰等に伴い事業活動を縮小する際、
従業員の雇用維持のため、休業や教育訓練等を実施した場合、
従業員に支払った休業手当等に対して雇用調整助成金による助成が受けられます。

対象となる事業所

次のいずれにも該当する事業主が対象となります。

- ① 雇用保険適用事業主
- ② 最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少(詳細は裏面Q1,2)
- ③ 最近3か月間の雇用保険被保険者数等の月平均値が前年同期と比べ、
一定規模以上増加していない(詳細は裏面Q3)
- ④ 実施する休業等が労使協定に基づいた休業等の実施

助成内容

	中小企業	大企業
助成率(休業・教育訓練)	2/3	1/2
日額上限額	8,870円 <small>雇用保険基本手当日額上限額 (令和7年8月1日現在)</small>	
対象労働者の要件	雇い入れ後6か月以上の雇用保険被保険者	
支給日数	100日分 <small>各事業所の対象労働者数 ×100日分</small>	

支給日数が30日を超えた場合、次の判定基礎期間から教育訓練の実施率により助成率が変わる場合があります。

よくあるご質問

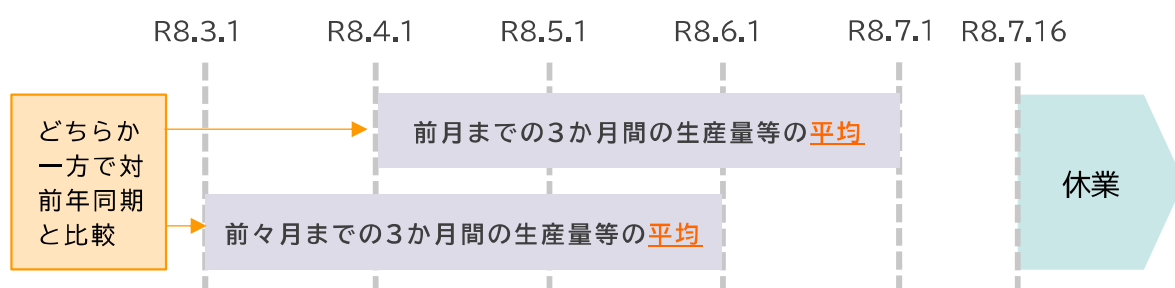
Q1 生産量要件の「最近3か月の生産量等の生産指標が前年同期と比べて10%以上減少」は、3か月全てで減少している必要はありますか。

3か月全てで減少している必要はありません。

直近1か月の生産量等が急激に落ち込んだ場合、それまでの2か月の生産量が減少していなくても、3か月平均で対前年同期と比べて10%以上減少していれば生産量要件を満たします。

生産量要件は、支給対象期間の初日が属する月の前月まで、又は前々月までの3か月間と、対前年同期を比較します。

※例：支給対象期間の初日をR8年7月16日とする場合



Q2 生産量要件で比較する生産指標はどのようなものがありますか。

生産量・売上高の他、販売量や完成工事高等があります。

休業等の雇用調整を実施せざるを得ないことを推定する指標（雇用量の変動との相関が高い指標）を用いることができます。

Q3 最近3か月の間に従業員を新規に採用しましたが、要件を満たしますか。

最近3か月の間の雇用保険被保険者等の月平均値が、前年同期と比べ、10%を超えてかつ4人以上増加していなければ、要件を満たします。

(※)大企業の場合は要件が異なります。最近3か月の考え方は生産量要件と同じです。

お問い合わせ先

雇用調整助成金のご利用に関する相談は、管轄のハローワーク、助成金センター等で承っております。お問い合わせ先は、下記QRコードからご確認いただけますので是非ご利用ください。

また、その他の支給要件については、雇用調整助成金ガイドブックでご確認いただけます。

雇用調整助成金
お問い合わせ先



雇用調整助成金
ガイドブック



雇用調整助成金
サイト

